

年金記録に係る苦情のあっせんについて

平成19年8月13日

総務省

総務大臣は、年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会のあっせん案を踏まえ、本日、社会保険庁長官に対し、次のとおり、年金記録に係る苦情のあっせんを実施しました。

【概要】

1. あっせんの件数

年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

1-4件

2. 内訳

(1) 中央第三者委員会関係 (9件)

○ あっせん案の類型別内訳 (すべて国民年金関係)

・保険料納付の有無に関するもの (9件)

※ うち2件は、社会保険庁の年金記録審査チームが既に記録訂正に至らないとして回答したもの

(2) 地方第三者委員会関係 (5件)

○ あっせん案の類型別内訳 (すべて国民年金関係)

・保険料納付の有無に関するもの (5件)

○ 地方第三者委員会別内訳

北海道（2件）

秋田（1件）

東京（1件）

神奈川（1件）